

2023年（令和5年）第7回総会議事録

- 1 告示年月日 2023年（令和5年）7月14日（金）
- 2 通知年月日 2023年（令和5年）7月14日（金）
- 3 開催年月日 2023年（令和5年）7月31日（月）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 大会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
5番 寶諸 孝也 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也 8番 小林 輝仁
9番 石井 洋子 10番 安原 理雄 11番 下江 京子 13番 山本 明
14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造 以上14名
- 8 欠席委員
2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 以上2名
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員等
事務局長 林 茂晃 事務局次長 杉原 信広
事務局 藤岡 貴世 松永出張所 足立 三広
松永出張所 花田 宏 北部出張所 藤井 勝俊
沼隈出張所長 野田 真之 神辺出張所 板谷 浩司
以上8名

11 議事内容
午後 3時00分

| | |
|------|--|
| 事務局長 | <p>総会に先立ちまして新任の農業委員をご紹介します。 議席番号 12番 能宗 秀典（のうそう ひでのり）委員です。 能宗委員におかれましては、任期が本年7月1日から来年2024年4月30日まで間、農業委員の任に就いていただきます。 それでは、能宗委員よりご挨拶をお願いします。</p> <p>— 能宗委員挨拶 —</p> |
| 能宗委員 | <p>ありがとうございました。</p> |
| 事務局長 | <p>それでは、ただいまから、2023年（令和5年）第7回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長、会議の進行をお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>— 開会挨拶 —</p> |
| 会長 | <p>それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p> |
| 会長 | <p>最初に、総会の成立を申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>委員総数15名のうち、 出席委員13名、欠席委員2名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。 続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。 議席番号 1番 佐藤 眞子（さとう しんこ）委員と 議席番号 7番 岡本 卓也（おかもと たくや）委員をお願いします。 議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>2023年（令和5年）第7回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 議案書次第「5 報告事項」を「5 協議及び報告事項」に訂正し、</p> |

| | |
|------------------|---|
| 事務局 (つづき) | <p>「5 協議及び報告事項」に「2023年度（令和5年度）農地パトロールの実施について」を追記。</p> <p>つぎに議案書（別冊）の2ページ8番について取下げ、3ページ12番と13番について取下げとなっています。追加・訂正事項等は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p> |
| 委 員 4 番 野田 | <p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、7月25日の午後12時55分からの現地調査に続き、午後3時55分から、市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中9名の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号1件、議案第4号4件、合計10件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から4番について報告します。</p> <p>1番は、瀬戸町の受人が、赤坂町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>2番は、沼隈町の受人が、南本庄の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>3番は、熊野町の受人が、同町の渡人から申請地を贈与にて譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>4番は、内海町の受人が、広島市南区の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>松永地区の報告をお願いします。</p> |
| 委 員 7 番 岡本 | <p>松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、7月25日、午前9時から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から、松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名中6人の出席により、議案第1号6件、議案第3号1件、議案第4号1件、計8件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5番から7番と、9番から11番について報</p> |

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>委員 7番 岡本 (つづき)</p> | <p>告します。</p> <p>5番は、本郷町の受人が、本郷町の渡人ほか3人と使用貸借権を設定して、新規就農し、野菜やシイタケを栽培する計画です。</p> <p>6番は、本郷町の受人が、同町の渡人から譲受けて、経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>7番は、尾道市の受人が、柳津町二丁目の渡人から譲受けて、新規就農し、果樹を栽培する計画です。</p> <p>9番は、千葉県佐倉市の受人が、福岡市の渡人から、譲受けて、新規就農し、野菜を栽培する計画です。なお、受人は申請地に隣接する住宅を購入し、藤江町に転居の予定です。</p> <p>10番は、今津町の受人が、大阪市の渡人から譲受けて、新規就農し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>11番は、藤江町の受人が、神奈川県厚木市の渡人ほか2人から譲受けて、経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>北部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 10番 安原</p> | <p>北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、7月25日の午後1時30分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名中12名の出席により、議案第1号6件、議案第3号6件、の合計12件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページ14番から4ページ19番について報告します。</p> <p>3ページ14番は、駅家町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>4ページ15番は、新市町の受人3人が西町の渡人から贈与により申請地を譲り受け、それぞれ持分3分の1ずつの共有とします。申請地では、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>16番は、加茂町の受人が、広島市東区に住む渡人から自宅隣地の申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模拡大するものです。</p> <p>17番は、神辺町の受人が、8月に加茂町へ転居する予定で、転居先</p> |

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>委員 10番 安原 (つづき)</p> | <p>から近い申請地を加茂町の渡人から譲り受け、柿の木や季節野菜を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>18番は、新市町に住む受人が、同町の渡人から贈与により申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>19番は、新市町に住む受人が、横浜市中区の渡人である甥から贈与により申請地を譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>神辺地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 13番 山本</p> | <p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、7月25日、午前9時から現地調査を行い、午前10時から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号4件、議案第3号1件の合計5件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ20番から23番について報告します。</p> <p>20番は、申請地の徳田の田2筆計1,635㎡について、徳田の渡人から、子である御幸町の受人が期間を定めない使用貸借権を設定して借り受けて、水稻を耕作し新規就農をするものです。</p> <p>21番は、申請地の徳田の田2筆計576㎡について、徳田の渡人から、春日町の受入である法人が解除条件付きの5年間の賃借権を設定して借り受けて、畑として耕作し、ブルーベリー、キクラゲ、舞茸の栽培をして新規就農をするものです。</p> <p>22番は、申請地の上竹田の畑1筆計624㎡について、三原市の渡人から、上竹田の受人が譲り受けて、季節野菜の栽培をして新規就農をするものです。</p> <p>23番は、申請地の上御領の田1筆計1,106㎡について、八尋の渡人から、子である八尋の受人が期間を定めない使用貸借権を設定して借り受けて、水稻を耕作し新規就農をするものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p> |
| 事務局 | <p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>— 質問等なし —</p> |
| 議 長 | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>— 挙 手 —</p> |
| 議 長 | <p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>つぎに、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p> |
| 委 員 4 番 野 田 | <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、瀬戸町の申請人が、申請地に作業所、進入路及び農業用倉庫1棟を建築するものです。場所は、瀬戸小学校の東、約800メートルです。</p> <p>この案件は、すでに建築しており、顛末書が添付されています。</p> <p>なお、1番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> |

| | |
|------------------|--|
| 議 長 | 事務局から補足説明等があればしてください。 |
| 事務局 | <p>議案第2号の「1番」は昭和63年度から平成3年度にかけて、瀬戸町猪之子（いのこ）地区として圃場整備事業で整備された第1種農地です。</p> <p>「1番」は第1種農地のため常設審議委員会への意見聴取案件となります。説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | — 質問等なし — |
| 議 長 | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、「1番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | — 挙 手 — |
| 議 長 | <p>全員挙手により、議案第2号の「1番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取することに決定します。</p> |
| 議 長 | <p>つぎに、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p> |
| 委 員 1 番 佐藤 | <p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、7月24日の午前9時20分からの現地調査に続き、午前11時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名全員の出席により、議案第3号2件、議案第5号1件、合計3件について審議しました。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、千田町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、千田小学校の東、約900メートルです。</p> <p>2番は、水呑町の受人が、御幸町の渡人から申請地を譲り受け、住宅</p> |

| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>委員 1番 佐藤 (つづき)</p> | <p>1棟を建築するものです。 場所は、県立ふくやま産業交流館の北西、約500メートルです。 現地調査をしましたが、どちらも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>西部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 4番 野田</p> | <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番について報告します。 3番は、内海町の受人が、大阪府八尾市の渡人から申請地を譲り受け、宅地を拡張するものです。場所は、福山市立内浦小学校跡地、約300メートルです。</p> |
| <p>議長</p> | <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>松永地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 7番 岡本</p> | <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の、4番について報告します。 4番は、藤江町の受人が、同町の渡人と使用貸借権を設定し、住宅1棟を建築するものです。場所は、折迫池から、西へ約55メートルのところでは、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。</p> |
| <p>議長</p> | <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>北部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 10番 安原</p> | <p>それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の8ページ5番から9ページ10番について報告します。</p> |
| <p>委員</p> | <p>5番と6番は隣接地です。 駅家町で建築業を営む受人が工事受注の増加で資材置場が手狭になっているため、申請地を譲り受け、5番で、倉庫1棟を建築し、また6番で、露天駐車場及び露天資材置場を整備するものです。</p> |
| <p>委員</p> | <p>場所は服部大池の北700メートルの所です。</p> |
| <p>委員</p> | <p>7番と8番は近接地です。</p> |

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>委員 10番 安原 (つづき)</p> | <p>府中市の受人は不動産賃貸業を営んでおり、申請地の周囲に土地建物を所有しています。この度、申請地を使用貸借権で借り受け、7番で宅地を拡張し、8番で露天駐車場を確保する計画です。</p> <p>場所は服部大池の北2.4キロメートルの所です。</p> <p>なお、7番の申請地には既に古い倉庫があるため、顛末書を受けています。</p> <p>9ページ9番は大阪市北区の再生可能エネルギー発電事業者が、三吉町一丁目の渡人から申請地を譲り受け、192枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う計画です。</p> <p>場所は加茂中学校の西700メートルの所です。</p> <p>10番は、大阪市北区の再生可能エネルギー発電事業者が、新市町の渡人から申請地を譲り受け、144枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う計画です。</p> <p>場所は網引小学校の北東500メートルの所です。</p> <p>なお、8ページ5番・6番・8番の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続中であります。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>神辺地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 13番 山本</p> | <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」9ページ11番について報告します。</p> <p>11番は、平野の受人が、申請地である下竹田の畑1筆251㎡を下竹田の渡人から譲り受けて、露天駐車場として利用するものです。</p> <p>この11番については、農振農用地区域内の農地であるため、農振除外の手続き中です。</p> <p>現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第3号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内に</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 事務局 (つづき) | ある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 |
| | <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。また、議案第3号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | — 質問等なし — |
| 議 長 | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | — 挙 手 — |
| 議 長 | <p>全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。</p> |
| 議 長 | <p>つぎに、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p> |
| 委 員 4 番 野 田 | <p>議案第4号「非農地証明について」の1番から4番について報告します。</p> <p>1番は、栃木県那須塩原市の申請人が、平成15年以前より耕作放棄していたところ、雑木が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、沼隈支所の南東、約1,400メートルです。</p> <p>2番は、熊野町の申請人が、昭和34年頃から耕作放棄していたところ雑木が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、熊野小学校の北西、約1,500メートルです。</p> <p>3番は、鞆町の申請人が、昭和60年頃から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、向丘中学校の南東、約800メートルです。</p> <p>4番は、鞆町の申請人が、平成元年頃より耕作放棄していたところ、</p> |

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>委員 4番 野田 (つづき)</p> | <p>竹木が繁茂し山林となっております。 場所は、福山市役所鞆支所の南西、約2,700メートルです。 なお、1,2番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>松永地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 7番 岡本</p> | <p>議案第4号「非農地証明について」の5番について報告します。 5番は、藤江町の申請人が、大正13年頃から住宅敷地として利用していたものです。場所は、小森池から、西へ、約270メートルのところです。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>— 質問等なし —</p> |
| <p>議長</p> | <p>質問等がないようですので、採決します。 議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>— 挙手 —</p> |
| <p>議長</p> | <p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。 次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>委員 1番 佐藤</p> | <p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の1番について報告します。</p> <p>1番は南手城町の相続人である子が、同町の申請地1筆1,663㎡を相続税の納税猶予特例適用の対象農地として利用するものです。</p> <p>場所は、手城小学校の南西、約900メートルです。</p> <p>申請農地は耕作されており、農地として適正に管理されています。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>— 質問等なし —</p> |
| <p>議長</p> | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>— 挙手 —</p> |
| <p>議長</p> | <p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。</p> <p>つぎに協議及び報告事項の「2023年度（令和5年度）農地パトロールの実施について」を事務局から説明してください。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>それでは、2023年度（令和5年度）農地パトロールの実施について説明をさせていただきます。</p> <p>別途配布している、福山市農地パトロール（農地利用状況調査）実施要領をご覧ください。</p> <p>第1条の「趣旨」にあるとおり、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を目的とし、利用状況調査を実施することとしております。</p> <p>実施時期については、第2条のとおり8月から10月にかけてとしております。</p> <p>実施の対象及び内容については、第3条のとおりです。</p> <p>また、実施にあたっての意思統一を図るため、第4条にある推進会議として、本日、研修会を開催することとしております。</p> |

| | |
|-----|--|
| | 説明は以上です。 |
| 議長 | ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | — 質問等なし — |
| 議長 | 質問等もないようですので、つぎに、「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。 |
| 事務局 | <p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の12ページから17ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、20件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、18ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、19ページから24ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条5件、5条38件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、25ページから27ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が12件ありました。</p> <p>次に、28ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から2件、福山市納税課から1件の照会があり、2件について農地性がないこと、1件は一部農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、29ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p> |
| 議長 | ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | — 質問等なし — |

| | |
|------|---|
| 議 長 | <p>発言等もないようですので、以上をもちまして2023年(令和5年)第7回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は8月31日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p> |
| 事務局長 | <p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>この後、4時より研修会を開催します。</p> <p>引き続きのご出席をいただきますようお願いいたします。</p> |

午後3時42分閉会